

売りたい・貸したい

伊賀市空き家バンク制度

伊賀流空き家バンク 利用者の手引き



お問い合わせ先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市住宅課空き家対策室

TEL : 0595-22-9676

FAX : 0595-22-9736

E-mail : akiya@city.iga.lg.jp



伊賀流空き家バンクホームページ

<https://iga-akiyabank.com/>

QR コードからアクセスできます

1. 登録物件の条件

伊賀流空き家バンクへの登録申請ができる物件は、以下の条件を満たす必要があります。

1. 専用住宅（主に居住のために使用する建物）
2. 併用住宅（店舗+住宅、事務所+住宅など、一部が住宅の機能を持つ建物）
なお、上記物件に附属する物置、車庫等の附属建物、住宅敷地内の畑等については、附帯物件として登録が可能です。
3. 個人の所有である物件（営利目的ではない）

※申込者は、暴力団員ではない、若しくは暴力団員と密接な関係ではない方（申込時に調査のための同意をいただける方）に限ります。

2. 登録物件の要件

登録できる物件は、以下の要件を満たす必要があります。

- 民地境界が明らかであること。または、物件公開時までに民地境界の確定ができること。
- 土地の面積が登記簿に記載してある面積と合っていること。
- 登録する土地・建物の所有権者が申込者であること。または、物件公開までに申込者名義に所有権の移転登記ができること。
- 登録する土地・建物が未登記物件ではないこと。または、物件公開時までに登記が完了できること。
- 登録する土地にある庭木、庭石、石灯籠などの所有者が申込者であること。ただし、申込者以外が所有者である場合は、所有者の同意を得て申込むことができる。
- 登録する土地・建物に抵当権または根抵当権が設定されていないこと。または、物件公開時までに債務整理が完了し、抵当権または根抵当権の抹消が行えること。
- 登録する土地・建物を売却登録する場合、同敷地内の土地・建物に借地権が設定されていないこと。または、物件公開時までに借地権の抹消または解決ができること。
- 物件公開までに家財をすべて撤去することができること。または、家財除去を条件に売却する場合は、引き渡しまでに必要な家財をすべて除去できること。
- 物件への進入路が、第三者の私有地を通過する場合、通行の許可を得ていること。または、物件公開時までに通行許可を得ることができること。
- 登録する物件の所有権者が、心身の病気を理由に契約行為ができない場合は、後見人を選任できること。
- 雑草および倒木の恐れのある樹木の除去ができること
- 建物および敷地に大きな損壊が生じていないこと

上記要件を満たさない場合で登録を希望される場合は、伊賀市空き家対策室までご連絡ください。境界確定や地積調査、登記、債務整理、後見人制度などの手続きが必要な方は、伊賀市が協定を結んでいる団体から専門家の派遣・紹介をさせていただきます。

※専門家へ手続きを依頼される場合は、費用が発生しますので事前にご確認ください。

3. 物件登録から成約までの流れ

市空き家対策室

物件所有者

媒介事業者

空き家対策室 ← 物件所有者

【物件登録申請】

空き家バンク制度登録申込書にて
物件登録申請を行ってください。
(ご提出の前に、登録物件の要件をご確認ください。)

空き家対策室・物件所有者・担当媒介事業者

【現地調査】

物件所有者、担当媒介事業者（市が協定を結んでいる（公社）三重県宅地建物取引業協会または（公社）全日本不動産協会三重県本部に加盟の不動産事業者）、市職員が立会い、物件調査、間取り図の作成、写真撮影、査定を行います。

物件所有者・担当媒介事業者

【媒介契約】

売却または賃貸の価格や条件等を担当媒介事業者と相談し、媒介契約を締結します。

空き家対策室

【物件公開】

空き家バンクホームページにて物件の情報を発信します。

物件所有者・担当媒介事業者

【物件内覧】

購入（賃貸）希望者が、物件の内覧に訪れます。内覧立会いは、担当媒介事業者が案内します。物件所有者が立会えない場合は、鍵をお預かりします。

物件所有者・担当媒介事業者

【交渉・成約・引き渡し】

物件所有者と購入（賃貸）希望者は、担当媒介事業者を介して交渉を行います。

4. 鍵のお預かり

市が指定する不動産事業者と媒介契約を締結後、新規登録物件として公開します。公開後、利用登録者が内覧に訪れます。物件の鍵の開け閉めは、基本的には物件登録者をお願いしておりますが、ご都合によりお越しいただけない場合、鍵をお預かりし、担当媒介事業者が代行して内覧の案内をすることも可能です。

1. お預かり方法

現地調査または媒介契約後、市がお預かりいたします。ホームページへ物件公開後は、担当媒介事業者が鍵をお預かりします。

2. 鍵の返却時期

- (1)空き家バンク制度登録物件鍵保管等依頼書に記載の期限（最大2年間）到来時
- (2)空き家バンクへの登録を抹消したとき
- (3)物件所有者が鍵の返却を希望したとき

3. 鍵の管理

お預かりした鍵の管理および内覧時の施錠は万全を期して行いますが、お預かり中の建物の損傷や備品の紛失等があった際でも市は一切の責任を負えません。

5. 空き家維持管理サポート支援

物件登録から成約までに時間を要することもあり、管理しないまま放置することで物件が劣化していく可能性があります。そこで、市では登録物件の品質を保ち、所有者の維持管理の負担を軽減するために「空き家維持管理サポート支援」を行っています。

(サービス例)

・空き家の巡回見回り ・換気、通水 ・墓地掃除花立 ・草刈り など

※各事業者によってサービス内容や料金プランが異なりますので詳細はお問い合わせください。

維持管理サービス登録事業者

- (公社) 伊賀市シルバー人材センター
〒518-0809 伊賀市西明寺 2782-92 ☎0595-24-5800
- ドリームリフォーム株式会社 〒518-0838 伊賀市上野茅町 2706 ☎0595-23-4411
- 株式会社 GREEN 〒518-0031 伊賀市長田 1576-2 ☎090-8957-1437
- 丸柱空き地・空き家管理サービス (丸柱地区限定)
〒518-1325 伊賀市丸柱 434 ☎0595-44-1023